

財政健全化判断比率などについて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、指標の公表に係る規定が平成20年4月1日に施行されたことに伴い、財政健全化判断比率などについてお知らせします。

平成19年度山縣市財政健全化判断比率

(単位：%)

山縣市	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	—	—	13.5	138.6
早期健全化基準 ※1	13.71	18.71	25.0	350.0
財政再生基準 ※2	20.00	40.00	35.0	

注：実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額がないため、「—」を表示してあります。

※1 早期健全化基準

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政の早期健全化の基本方針などを盛り込んだ財政健全化計画の策定（議会の議決が必要）や外部監査の実施をすることになり、自主的な改善努力による財政健全化を行うこととなります。

※2 財政再生基準

健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合、国などの関与による確実な再生を行うこととなります。財政の再生を図るため、財政健全化計画よりも詳細な財政再生計画（議会の議決が必要）を定め、総務大臣に協議し同意を求めることとなります。この同意がない場合は、災害復旧事業などを除き、地方債の起債を制限されることになり、計画している事業が資金不足のため実施できなくなる可能性もあります。その他、財政再生計画に基づいて予算を編成しなければなりません。

実質赤字比率

これまで使われた「実質収支比率」と同じものです。実質収支比率とは標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことで、黒字か赤字かを判断する指標です。山縣市の場合、一般会計と地域情報化特別会計が該当しており、黒字のため数値が表示されません。

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計の赤字額を標準財政規模で割った比率です。この比率も山縣市の場合は黒字ですので数値が表示されません。全会計とは、一般会計、特別会計、公営企業会計が対象となります。

実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債などの借入金の返済金などから、その返済金に充当する特定財源と普通交付税算入分を引いた数値を、標準財政規模から返済に充当する普通交付税算入分を引いたもので割った数値の3年間の平均です。地方債などの借入金の返済金などには、一部事務組合（山縣市は岐北衛生施設利用組合のみ）や、公営企業債（水道や下水道）の償還のためにあてられた一般会計からの繰出金も含まれます。

将来負担比率

将来負担比率とは、簡単にいえば自治体が背負っている借金などが、その自治体の標準的な年間収入の何年分かがわかる比率です。この数値には公営企業や一部事務組合のほか公社や第3セクター、広域連合への負担見込額も含まれます。山縣市の場合は、公営企業や一部事務組合、土地開発公社が含まれています。

※標準財政規模 自治体が通常収入されるであろう經常的一般財源（市税、普通交付税など）の規模のことです。

平成19年度山縣市資金不足比率

資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すものです。資金不足比率については、山縣市の平成19年度において対象となるすべての公営企業が黒字のため数値が計上されません。

会計名	資金不足比率
水道事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
公共下水道事業特別会計	—

(単位：%)

注：資金不足比率は資金不足額がないため、「—」を表示してあります。

財政健全化・経営健全化審査意見

審査に付した財政健全化判断比率と資金不足比率および、それらの算定基礎となる事項を記載した書類について、監査委員から適正に作成されているものと認められました。